

那覇市公報

第 1 6 8 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則
（こどもみらい課） 1281

◇告 示◇

- 平成 28 年（2016 年）10 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について
（総務課） 1286
- 市道路線の区域変更に関する告示（道路管理課） 1287
- 那覇市建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程
（建築指導課） 1290
- 那覇市建築計画概要書等の写しの交付事務に関する要綱（建築指導課）
..... 1292
- 平成 28 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
（ちゃーがんじゅう課） 1296
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課） 1298
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課） 1299
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課） 1300
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課） 1301

◇公 告◇

- 那覇市物品購入等入札参加資格審査申請受付について（法制契約課） 1302
- 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格審査申請受付について（法制契約課） 1303

規 則

那覇市規則第51号

平成28年10月28日

公 布 済

那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則(平成28年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間におけるこども園の利用に係る使用料の額の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる別表第1の階層区分の項中、次の表の中欄に掲げる額は、それぞれ同表の右欄に定める額とする。 [表 別記] [別表第1 別記]	付 則 3 [略] [表 別記] [別表第1 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 5 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

[付則第3項の表]

階層区分	別表第1に掲げる額		読み替える額	
3C	7,000	6,200	6,600	6,200
3D	9,000	8,000	7,600	7,100
3E	10,000	9,000	8,100	7,600
4A	[略]			
4B				
4C				

<u>4D</u>
<u>4E</u>
<u>5A</u>
<u>5B</u>
<u>5C</u>

[改正後 別記]

[付則第3項の表]

階層区分	別表第1に掲げる額		読み替える額	
<u>3A2</u>	<u>3,500</u>	<u>3,100</u>	<u>3,300</u>	<u>3,100</u>
<u>3B2</u>	<u>7,000</u>	<u>6,200</u>	<u>6,600</u>	<u>6,200</u>
<u>3A3</u>	<u>4,500</u>	<u>4,000</u>	<u>3,800</u>	<u>3,550</u>
<u>3B3</u>	<u>9,000</u>	<u>8,000</u>	<u>7,600</u>	<u>7,100</u>
<u>3A4</u>	<u>5,000</u>	<u>4,500</u>	<u>4,050</u>	<u>3,800</u>
<u>3B4</u>	<u>10,000</u>	<u>9,000</u>	<u>8,100</u>	<u>7,600</u>
<u>4C1</u>	[略]			
<u>4C2</u>				
<u>4C3</u>				
<u>4C4</u>				
<u>4C5</u>				
<u>5C1</u>				
<u>5C2</u>				
<u>5C3</u>				

[改正前 別記]

別表第1(第15条関係)

各月初日の1号認定園児の属する世帯等の階層区分					第1子の <u>保育料</u> の月額 (円)	
階層区分		定義			3歳児	4歳・5歳児
[略]						
第3階層	<u>3A</u>	市町村民税の所得割の世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	<u>4,800</u>	<u>4,300</u>
	<u>3B</u>	課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯		3Aに該当する世帯以外の世帯	[略]	
	<u>3C</u>		48,600円以上56,300円未満		<u>7,000</u>	<u>6,200</u>
	<u>3D</u>		56,300円以上65,500円未満		<u>9,000</u>	<u>8,000</u>
	<u>3E</u>		65,500円以上77,101円未満		<u>10,000</u>	<u>9,000</u>
第4階層	<u>4A</u>	該当する世帯	[略]			
	<u>4B</u>					
	<u>4C</u>					
	<u>4D</u>					

	4E	
第5階層	5A	
	5B	
	5C	
備考		
1～4 [略]		
5 「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割(同法328条の規定によって課する所得割を除く。)であって、1号認定園児がこども園に在籍する年度(当該年度中4月から8月までの間に係る保育料にあつては、その前年度)分のものをいう。ただし、この所得割の額を計算する場合において、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定は、適用しないものとする。		
6～8 [略]		
9 2Bから5Cまでの階層区分に該当する世帯における、第2子及び第3子の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。		
(1) 第2子 別表第1に定める額に2分の1を乗じて得た額		
(2) 第3子 無料		
10～11 [略]		

[改正後 別記]

別表第1(第15条関係)

各月初日の1号認定園児の属する世帯等の階層区分					第1子の使用料の月額 (円)	
階層区分		定義			3歳児	4歳・5歳児
[略]						
第3階層	3A1	市町村民税	48,600円未満	[略]	2,700	2,400
	3B1	の所得割の課税世帯で		3A1に該当する世帯以外の世帯	[略]	
	3A2	あって、その所得割の	48,600円以上	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	3,500	3,100
		額の区分が	56,300円未満			
	3B2	次の区分に		3A2に該当する世帯以外の世帯	7,000	6,200
	3A3	該当するもの	56,300円以上	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	4,500	4,000
			65,500円未満			
	3B3			3A3に該当する世帯以外の世帯	9,000	8,000
	3A4		65,500円以上	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	5,000	4,500
			77,101円未満			
	3B4			3A4に該当する世帯以外の世帯	10,000	9,000
第4階層	4C1	[略]				
	4C2					
	4C3					

第5階 層	<u>4C4</u>	
	<u>4C5</u>	
	<u>5C1</u>	
	<u>5C2</u>	
	<u>5C3</u>	
備考		
1～4 [略]		
5 「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)であつて、1号認定園児がこども園に在籍する年度(当該年度中4月から8月までの間に係る使用料にあつては、その前年度)分のものをいう。ただし、この所得割の額を計算する場合において、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定は、適用しないものとする。		
6～8 [略]		
9 2Bから <u>5C3</u> までの階層区分に該当する世帯における、第2子及び第3子の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。		
(1) 第2子 <u>この表に定める額に2分の1を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)</u>		
(2) 第3子 <u>0円</u>		
10～11 [略]		
12 <u>この表並びに第1項及び前3項の規定にかかわらず、市町村民税の所得割の課税額が77,101円未満で、かつ、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項の特定被監護者等をいう。以下この項において同じ。)が2人以上いる世帯における1号認定園児に係る使用料の額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u>		
(1) <u>特定被監護者等のうち最年長者(同年齢の特定被監護者等が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) この表に定める額と同一の額</u>		
(2) <u>前号に該当する者以外の特定被監護者等のうち最年長者(同年齢の特定被監護者等が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) 前号に定める額に2分の1を乗じて得た額</u>		
(3) <u>前2号に該当する者以外の者 0円</u>		
13 <u>前項の世帯がひとり親世帯等又は在宅障がい者のいる世帯に該当する場合における同項第2号の規定の適用については、同号中「前号に定める額に2分の1を乗じて得た額」とあるのは、「0円」とする。</u>		

告 示

那覇市告示第 271 号

平成 28 年 10 月 26 日

掲 示 済

平成 28 年（2016 年）10 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 28 年（2016 年）10 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 城 間 幹 子

付 議 事 件 名

（1）決算認定議案

- ①平成 27 年度那覇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- ②平成 27 年度那覇市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- ③平成 27 年度那覇市一般会計歳入歳出決算
- ④平成 27 年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- ⑤平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- ⑥平成 27 年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算
- ⑦平成 27 年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- ⑧平成 27 年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- ⑨平成 27 年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算
- ⑩平成 27 年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

（2）議員の選挙

- ①沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- ②南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

（3）沖縄県の市町村国保に対する財政支援を求める意見書

（4）沖縄県の市町村国保に対する財政支援を求める意見書

（5）委員会への付託陳情

平成 29 年度福祉施策及び予算の充実について

那覇市告示第 273 号

平成 28 年 10 月 28 日

掲 示 済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

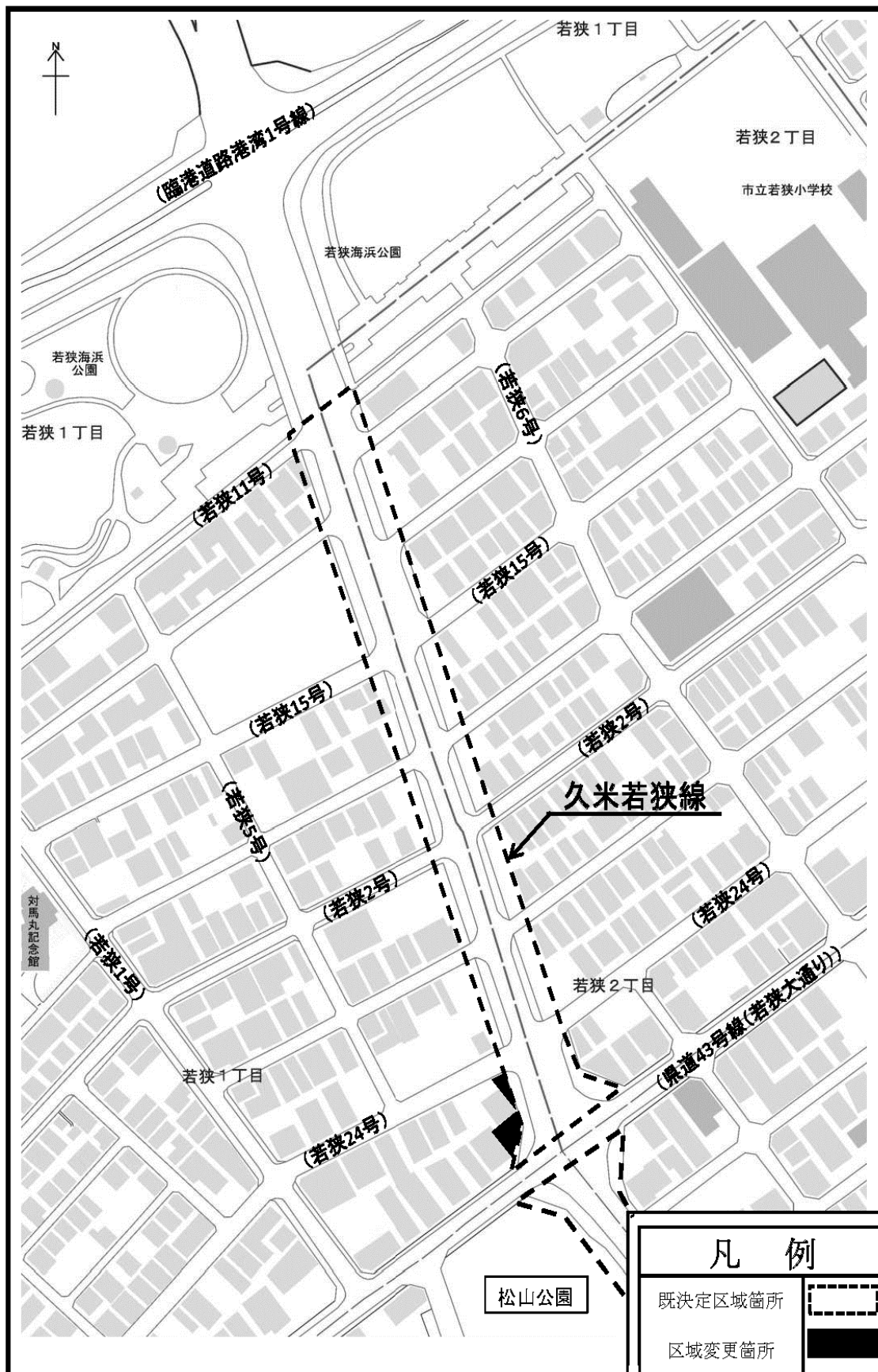
関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

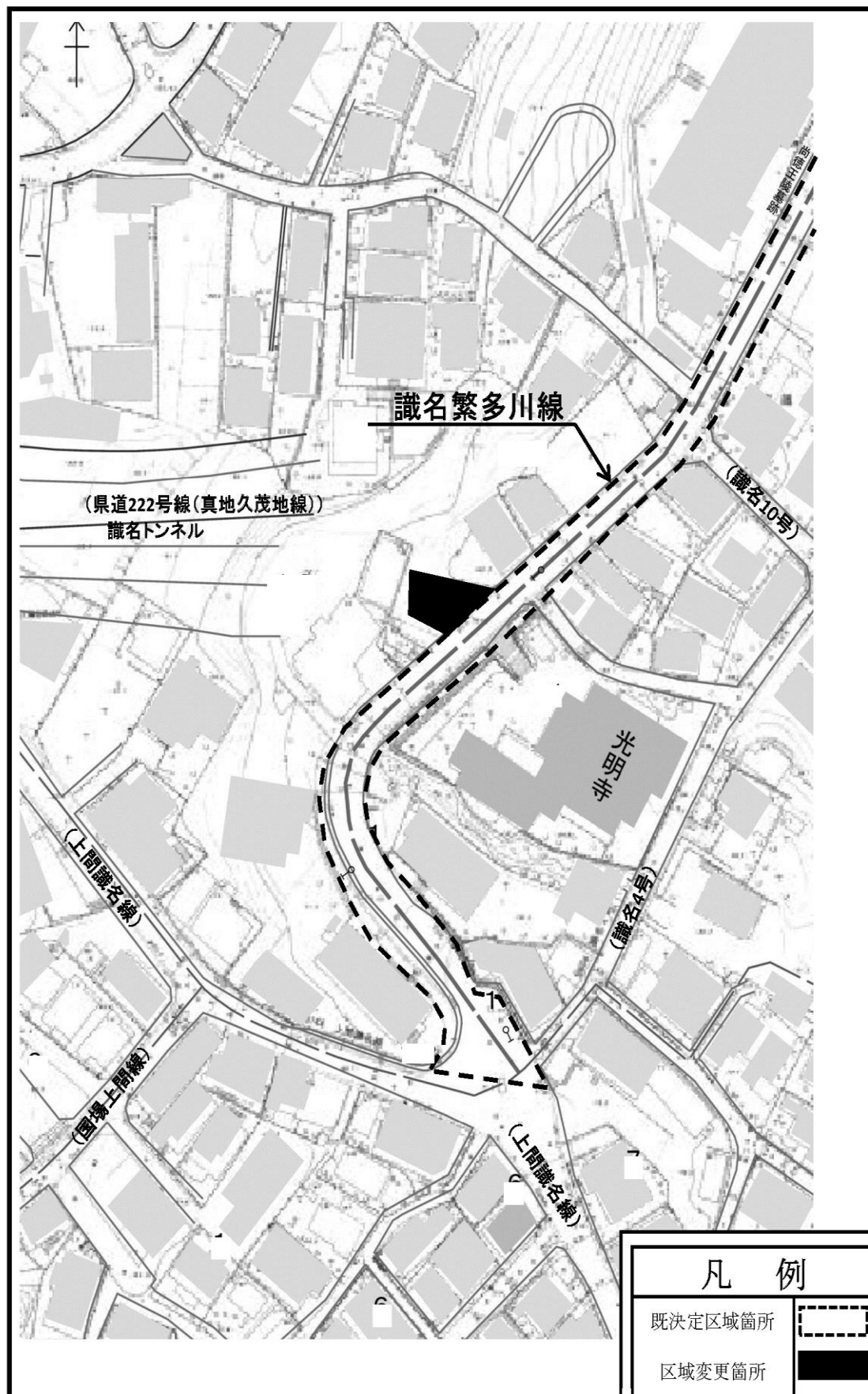
区域変更する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
15	久米若狭線	久米 2 丁目 4 番 7 若狭 1 丁目 22 番 7	813.6	18.1～ 30.0	区域追加
117	識名繁多川線	字識名 107 番 字繁多川 116 番	1,015.3	6.7～ 32.0	区域追加

市道路線の区域変更位置図(参考図①)



市道路線の区域変更位置図(参考図②)



那覇市告示第 285 号
平成 28 年 11 月 1 日
掲 示 済

那覇市建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程

那覇市建築計画概要書等の閲覧に関する規程(平成21年3月12日都市計画部長決裁)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この<u>告示</u>は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第93条の2の規定に基づく建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第3項の規定による同条第1項の書類(以下「書類」という。)の閲覧について、必要な事項を定めるものとする。 第2条～第4条 [略] (遵守事項) 第5条 書類の閲覧にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)～(3) [略] 第6条 市長は、この告示に違反する者又は係員の指示に従わない者に対し、書類の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。 付 則 この<u>告示</u>は、平成21年4月1日から施行する。	(趣旨) 第1条 この<u>規程</u>は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第93条の2の規定に基づく建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第3項の規定による同条第1項の書類(以下「書類」という。)の閲覧について、必要な事項を定めるものとする。 第2条～第4条 [略] (遵守事項) 第5条 [略] (1)～(3) [略] (4) <u>複写・撮影機能を有する電子機器等を使用しないこと。</u> 第6条 市長は、この<u>規程</u>に違反する者又は係員の指示に従わない者に対し、書類の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。 付 則 この<u>規程</u>は、平成21年4月1日から施行する。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合は、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

那覇市告示第 286 号
平成 28 年 11 月 1 日
掲 示 済

那覇市建築計画概要書等の写しの交付事務に関する要綱を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市建築計画概要書等の写しの交付事務に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市手数料条例(平成 24 年 12 月 28 日那覇市条例第 71 号)に基づく建築計画概要書その他の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 93 条の 2 の規定に基づく建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第 11 条の 4 第 1 項の書類(以下「建築計画概要書等」という。)の写しの交付事務について必要な事項を定めるものとする。

(写しの交付の場所)

第 2 条 建築計画概要書等の写しの交付の場所については、那覇市都市計画部建築指導課とする。

2 建築計画概要書等の写しの交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が郵送による交付を申請する場合は、前項の規定にかかわらず、郵送による交付を行うことができる。

(交付の時間等)

第 3 条 建築計画概要書等の写しの交付の時間等は、那覇市建築計画概要書等の閲覧に関する規程(平成 21 年 3 月 12 日都市計画部長決裁)第 3 条を準用する。

(写しの交付手続)

第 4 条 申請者は、建築計画概要書等の写し交付申請書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

(写しの交付に係る手数料)

第 5 条 申請者は、那覇市手数料条例で定める建築計画概要書等の写しの交付手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料は、建築計画概要書等の写しの交付を受ける前に納付するものとする。

3 郵送による交付を申請する場合の当該郵送にかかる費用については、申請者の負担とする。

(写しの交付)

第 6 条 建築計画概要書等の写しを交付する場合は、写しの交付年月日及び建築計画概要書等に記載された事項の写しに相違ない旨を表示し交

付する。

- 2 建築計画概要書等の一部に印影及び個人の電話番号が記載されている場合は、当該部分を墨塗りして写しを交付する。

（写しの交付ができない場合）

第7条 次に掲げる場合は、写しの交付をすることができない。

- (1) 建築物等（建築物、工作物、昇降機又は建築設備をいう。）を特定しない場合

- (2) 当該建築計画概要書等が保存されていない場合

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、建築計画概要書等の写しの交付事務について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

第 1 号様式

建築計画概要書等の写し交付申請書

平成 年 月 日

那覇市長 宛

住 所

申請者 氏 名

印

連絡先

(自署される場合は押印不要)

下記のとおり、建築計画概要書等の写しの交付を申請します。

申請 目的	☐ 近隣建築物の調査 ☐ 計画または設計	☐ 不動産取引(売買など) ☐ その他()
建築計画概要書・築造計画概要書		※ 記載不要
☐	確認済証交付年月日: S・H 年 月 日 確認番号: 第 号 ☐ 建築物 ☐ 工作物	交 付 非 交付
☐	確認済証交付年月日: S・H 年 月 日 確認番号: 第 号 ☐ 建築物 ☐ 工作物	交 付 非 交付
☐	確認済証交付年月日: S・H 年 月 日 確認番号: 第 号 ☐ 建築物 ☐ 工作物	交 付 非 交付
指定道路図(道路位置指定申請図を含む)		※ 記載不要
☐	申請年月日: S・H 年 月 日 第 号	交 付 非 交付
☐	申請年月日: S・H 年 月 日 第 号	交 付 非 交付
☐	申請年月日: S・H 年 月 日 第 号	交 付 非 交付
その他		※ 記載不要
(「定期検査報告概要書」等は、交付申請を行うビル名、所在地、対象年度、特定行政庁受付番号などを記載して下さい。)		交 付 非 交付

注 1: 上記の太枠内を記入してください。

注 2: 該当する事項の□にレ印を付してください。

注 3: 手数料は 1 件あたり 300 円となります。

※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄	
------------------	--	------------------	--

那覇市告示第 289 号

平成 28 年 11 月 15 日

平成 28 年（2016 年）9 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 691,967 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,729,900 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単
位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		4,412,406	658	4,413,064
	1 介護保険料	4,412,406	658	4,413,064
3 国庫支出金		6,151,364	32,092	6,183,456
	2 国庫補助金	1,943,222	32,092	1,975,314
4 支払基金交付金		6,405,553	873	6,406,426
	1 支払基金交付金	6,405,553	873	6,406,426
5 県支出金		4,436,936	6,548	4,443,484
	3 県補助金	1,283,867	6,548	1,290,415
7 繰入金		3,628,733	1,177	3,629,910
	1 他会計繰入金	3,628,732	1,177	3,629,909

8 繰越金		1	650, 290	650, 291
	1 繰越金	1	650, 290	650, 291
9 諸収入		1, 030	329	1, 359
	2 雑入	1, 028	329	1, 357
歳 入 合 計		25, 037, 933	691, 967	25, 729, 900

歳出

単位: 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1, 812, 417	19, 776	1, 832, 193
	1 総務管理費	1, 521, 070	19, 119	1, 540, 189
	2 徴収費	28, 006	657	28, 663
4 基金積立金		180	243, 531	243, 711
	1 基金積立金	180	243, 531	243, 711
5 地域支援事業費		568, 589	3, 118	571, 707
	1 介護予防事業費	227, 814	3, 118	230, 932
	2 包括的支援事業・任意事業費	340, 775	0	340, 775
6 諸支出金		6, 872	425, 542	432, 414
	1 償還金及び還付加算金	6, 871	321, 337	328, 208
	2 繰出金	1	104, 205	104, 206
歳 出 合 計		25, 037, 933	691, 967	25, 729, 900

那覇市告示第 290 号

平成 28 年 11 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
アルファ薬局	株式会社トラスファ	平成 28 年 9 月 1 日
那覇市おもろまち一丁目 6 番 2 号		

那覇市告示第 291 号

平成 28 年 11 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
いけま小児クリニック		平成 28 年 2 月 15 日
所在地	那覇市真嘉比二丁目 1 番 5 号 (那覇市真嘉比二丁目 1 番地 4)	

那覇市告示第 292 号

平成 28 年 11 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
クララ薬局ウェルビー	有限会社クララリエゾン	平成28年 9 月 1 日
那覇市おもろまち一丁目 6 番 2 号		
協同にじクリニック	沖縄医療生活協同組合	平成28年11月 1 日
那覇市古波蔵四丁目 113 番 3 号		

那覇市告示第 293 号

平成 28 年 11 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
協同にじクリニック 訪問リハビリテーション (訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション)	平成28年10月31日
那覇市古波蔵四丁目 113 番 3 号	
協同にじクリニック (居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導)	平成28年10月31日
那覇市古波蔵四丁目 113 番 3 号	
グループホームなけ～ま原 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	平成28年 7 月31日
那覇市字仲井真 238 番地 3	

公 告

那覇市公告第 409 号

平成 28 年 11 月 15 日

那覇市物品購入等入札参加資格審査申請受付について

平成 29 年度において、那覇市が行う物品購入等入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格者要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2）第 1 項に定める者に該当しないこと
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、同項の規定により、入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあつて、それらの資格等を有していること。
- (4) 平成 29 年 1 月 1 日において引き続き 2 年以上同種の営業を営んでおり、かつ、入札時において引き続き営業していること。
- (5) 市町村税及び消費税を滞納していないこと。
- (6) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。

ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第 2 条第 2 号の暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

イ 暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。

ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

※官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に該当する者（官公需適格組合）からも申請できます。

2 申請書類（本市様式）の配布

- (1) 配布期間 平成 28 年 11 月 15 日（火）～平成 28 年 12 月 15 日（木）
（土曜日・日曜日・祝日除く）
- (2) 配布時間 9 時～16 時半（11 時半～13 時を除く）

(3) 配布場所 総務部法制契約課 (那覇市役所本庁舎 5 階)

※申請書類及び申請要領は市ホームページからもダウンロード可。

3 申請方法

(1) 申請方法 原則として「郵送」による申請

(2) 郵送受付期間 平成 28 年 12 月 1 日 (木) ～平成 28 年 12 月 15 日 (木)
(12 月 15 日消印有効)

(3) 送付先 〒900-8585
沖縄県那覇市泉崎 1-1-1
那覇市役所総務部法制契約課 物品調達グループ 宛

(4) 問い合わせ先 法制契約課 電話番号 098-951-3253 (直通)

4 入札参加資格の有効期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 (1 年間)

※追加申請につき、有効期間は 1 年間となります。

那覇市公告第 410 号

平成 28 年 11 月 15 日

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格審査
申請受付について

平成 29・30 年度の那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格者要件

- (1) 営業実績が 2 年以上あること。
- (2) 那覇市の市税を完納していること。
- (3) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所 (以下「営業所等」という。) のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準 (平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁) による。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 貸金不払い等、社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 経営及び信用の状況が良好であること。

- (8) 清掃員又は警備員の制服制度があること。
- (9) 正規従業員数（清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数）が5人以上であること。
- (10) 警備業務にあつては、警備業法第4条に定める公安委員会認定の業者であること。
- (11) 清掃業務にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2に定める県知事登録業者であること。
- (12) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (13) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (14) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は、同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (15) その他市長が必要と認める条件

※官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する者については、（1）及び（9）の要件に代えて、中小企業庁（経済産業局又は沖縄総合事務局）の官公需適格組合の証明を受けていることを条件とする。

2 申請書類（本市様式）の配布

- (1) 配布期間 平成28年11月15日（火）～平成28年12月15日（木）
（土曜日・日曜日・祝日除く）
- (2) 配布時間 9時～16時半（11時半～13時を除く）
- (3) 配布場所 総務部法制契約課（那覇市役所本庁舎5階）

※申請書類及び申請要領は市ホームページからもダウンロード可。

3 申請方法

- (1) 申請方法 原則として「郵送」による申請
- (2) 郵送受付期間 平成28年12月1日（木）～平成28年12月15日（木）
（12月15日消印有効）
- (3) 送付先 〒900-8585
沖縄県那覇市泉崎1-1-1
那覇市役所総務部法制契約課 物品調達グループ 宛
- (4) 問い合わせ先 法制契約課 電話番号 098-951-3253（直通）

4 入札参加資格の有効期間

平成29年3月1日～平成31年2月末日まで（2年間）